

貸借取引増担保金徴収基準

大阪証券金融株式会社

貸借取引貸出規程第4条および第18条第4項の規定に基づき、増担保金の徴収について次のように定める。

(貸借取引参加者別累進増担保金)

- 1 貸借取引参加者の貸借取引顧客取引分および貸借取引自己取引分を合算して求められる融資貸株等差引残高（以下「差引残高」という。）が、当社が当該貸借取引参加者の当該取引分に対する基準額として別に定める額（以下「貸借取引参加者別基準額」という。）を超過する場合は、その超過額について別表に定める率の増担保金を徴収する。
- 2 非清算参加者ごとに管理する清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分を合算して求められる差引残高が、当社が当該非清算参加者にかかる当該取引分に対する基準額として別に定める額（以下「非清算参加者別基準額」という。）を超過する場合は、その超過額について別表に定める率の増担保金を徴収する。
- 3 貸借取引参加者別基準額および非清算参加者別基準額は、別に定める貸借取引基準額算定基準に基づいて定め、これを当該貸借取引参加者に通知する。

(銘柄別増担保金)

- 4 別に定める銘柄については、貸借取引貸出条件第2項の規定にかかわらず、貸借取引参加者ごとの貸借取引の融資または貸株等残高（以下「残高」という。）に別に定める率を乗じた額に相当する額の貸借担保金を徴収する。ただし、別に定める基準日（申込日基準）の残高を基準残高（基準日後において、残高が基準残高を下回るときは、その残高をもってその後の基準残高とする。）とし、基準残高に相当する残高にかかる貸借担保金については、別に定める日（申込日基準）まで、その徴収を猶予することができる。

別表

貸借取引参加者別基準額または 非清算参加者別基準額に対する 差引残高の超過割合	増担保金		
	徴収率	内	
		代 用	現 金
20%以下	超過額につき 10%	超過額につき 10%	—
20%超 ～ 30%以下	超過額につき 20%	超過額につき 20%	—
30%超 ～ 50%以下	超過額につき 30%	超過額につき 30%	—
50%超 ～ 70%以下	超過額につき 40%	超過額につき 30%	超過額につき 10%
70%超 ～ 100%以下	超過額につき 50%	超過額につき 30%	超過額につき 20%
100%超 ～ 150%以下	超過額につき 80%	超過額につき 40%	超過額につき 40%
150%超	超過額につき 90%	超過額につき 40%	超過額につき 50%

(注) 「代用」は有価証券をもって代用することができるもの、「現金」は有価証券をもって代用することができないもの。